

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

【簡易ガス供給約款（ふれあいタウン水季の里）をご契約中のお客様】

日頃より、若松ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、弊社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金※を改定いたします。

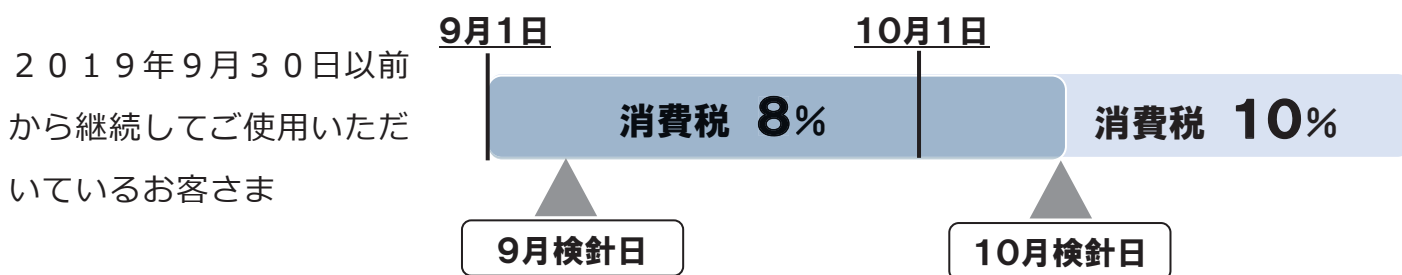
※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、弊社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して簡易ガス供給約款をご契約のお客さまには、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは



対象契約種別

簡易ガス供給契約（ふれあいタウン水季の里）

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

区 分		基本料金（円）		基準単位料金（円/m ³ ）	
		新	旧	新	旧
A	0～8m ³ まで	1,064.80	1,045.44	440.06	432.06
B	8m ³ 超～ 30m ³ まで	1,540.00	1,512.00	380.66	373.74
C	30m ³ 超～	3,421.99	3,359.77	317.93	312.15

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 供給地点番号（お客様番号）は、ガスご使用量のお知らせ（ガス検針票）に記されておりますのでご確認をお願いいたします。
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

若松ガス株式会社（小売登録番号C0022）

住所 会津若松市千石町4番16号

【窓口】

TEL：0242-28-1420（直通）

受付時間：8：30～17：30

（土・日・祝日を除く）

担 当：若松支店 料金担当

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

【簡易ガス供給約款（みなみの団地）をご契約中のお客様】

日頃より、若松ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、弊社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金※を改定いたします。

※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

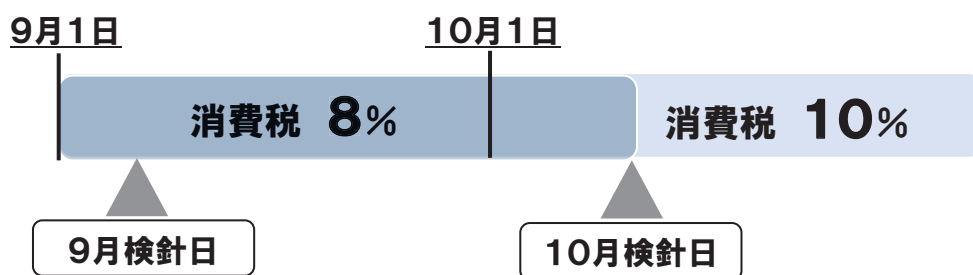
「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、弊社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して簡易ガス供給約款をご契約のお客様には、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは

2019年9月30日以前
から継続してご使用いた
だしているお客さま



対象契約種別

簡易ガス供給契約（みなみの団地）

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

区 分		基本料金（円）		基準単位料金（円/m ³ ）	
		新	旧	新	旧
A	0～8m ³ まで	1,045.00	1,026.00	479.77	471.05
B	8m ³ 超～ 30m ³ まで	1,595.00	1,566.00	411.02	403.55
C	30m ³ 超～	2,610.41	2,562.94	377.17	370.32

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 供給地点番号（お客様番号）は、ガスご使用量のお知らせ（ガス検針票）に記されておりますのでご確認をお願いいたします。
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

若松ガス株式会社（小売登録番号C0022）

住所 会津若松市千石町4番16号

【窓口】

TEL：0242-28-1420（直通）

受付時間：8：30～17：30

（土・日・祝日を除く）

担 当：若松支店 料金担当

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

【簡易ガス供給約款（高塚団地）をご契約中のお客様】

日頃より、若松ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、弊社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金※を改定いたします。

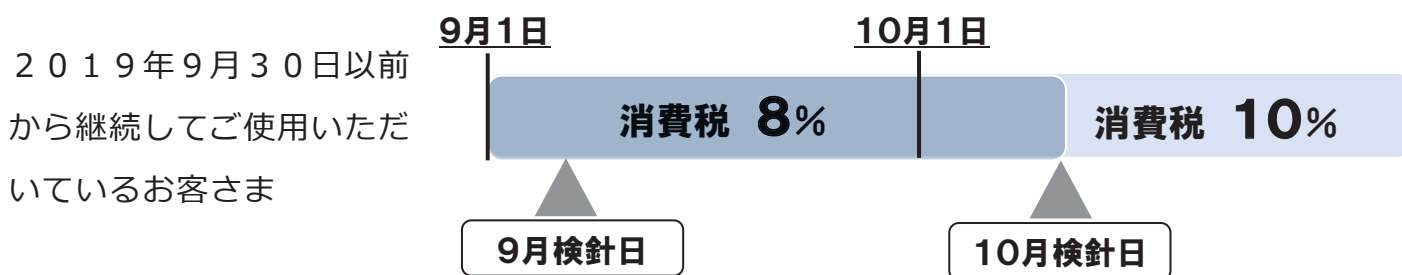
※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、弊社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して簡易ガス供給約款をご契約のお客様には、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは



対象契約種別

簡易ガス供給契約（高塚団地）

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

区 分		基本料金（円）		基準単位料金（円/m ³ ）	
		新	旧	新	旧
A	0～8m ³ まで	1,045.00	1,026.00	497.59	488.54
B	8m ³ 超～ 30m ³ まで	1,595.00	1,566.00	428.84	421.04
C	30m ³ 超～	2,582.03	2,535.08	395.94	388.74

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 供給地点番号（お客様番号）は、ガスご使用量のお知らせ（ガス検針票）に記されておりますのでご確認をお願いいたします。
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

若松ガス株式会社（小売登録番号C0022）

住所 会津若松市千石町4番16号

【窓口】

TEL：0242-28-1420（直通）

受付時間：8：30～17：30

（土・日・祝日を除く）

担 当：若松支店 料金担当

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

【簡易ガス供給約款（松長団地）をご契約中のお客様】

日頃より、若松ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、弊社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金※を改定いたします。

※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

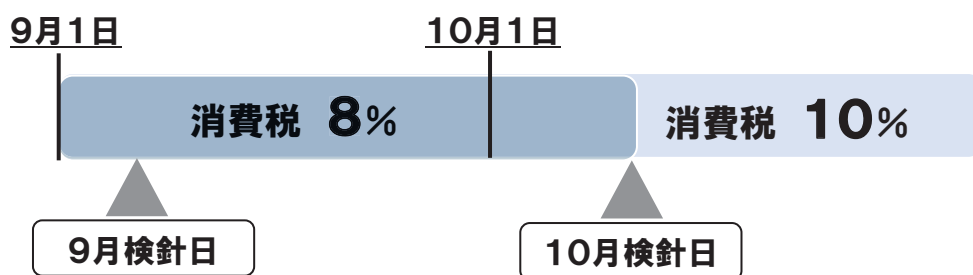
「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、弊社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して簡易ガス供給約款をご契約のお客様には、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは

2019年9月30日以前
から継続してご使用いた
だしているお客さま



対象契約種別

簡易ガス供給契約（松長団地）

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

区 分		基本料金（円）		基準単位料金（円/m ³ ）	
		新	旧	新	旧
A	0～8m ³ まで	1,045.00	1,026.00	457.33	449.02
B	8m ³ 超～ 30m ³ まで	1,617.00	1,587.60	385.83	378.82
C	30m ³ 超～	2,640.00	2,592.00	351.73	345.34

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 供給地点番号（お客様番号）は、ガスご使用量のお知らせ（ガス検針票）に記されておりますのでご確認をお願いいたします。
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

若松ガス株式会社（小売登録番号C0022）

住所 会津若松市千石町4番16号

【窓口】

TEL：0242-28-1420（直通）

受付時間：8：30～17：30

（土・日・祝日を除く）

担 当：若松支店 料金担当

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

【簡易ガス供給約款（神指団地）をご契約中のお客様】

日頃より、若松ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、弊社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金※を改定いたします。

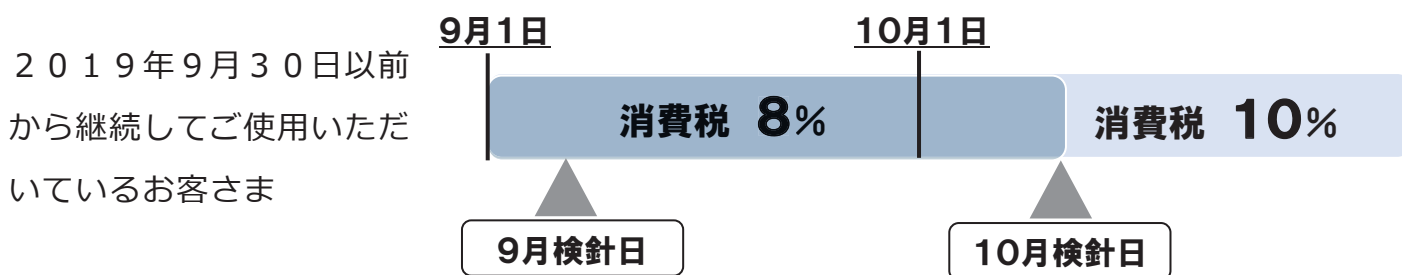
※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、弊社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して簡易ガス供給約款をご契約のお客様には、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは



対象契約種別

簡易ガス供給契約（神指団地）

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

区 分		基本料金（円）		基準単位料金（円/m ³ ）	
		新	旧	新	旧
A	0～8m ³ まで	1,045.00	1,026.00	409.26	401.82
B	8m ³ 超～ 30m ³ まで	1,595.00	1,566.00	340.51	334.32
C	30m ³ 超～	2,712.05	2,662.74	303.28	297.76

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 供給地点番号（お客様番号）は、ガスご使用量のお知らせ（ガス検針票）に記されておりますのでご確認をお願いいたします。
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

若松ガス株式会社（小売登録番号C0022）

住所 会津若松市千石町4番16号

【窓口】

TEL：0242-28-1420（直通）

受付時間：8：30～17：30

（土・日・祝日を除く）

担 当：若松支店 料金担当

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

【簡易ガス供給約款（青木団地）をご契約中のお客様】

日頃より、若松ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、弊社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金※を改定いたします。

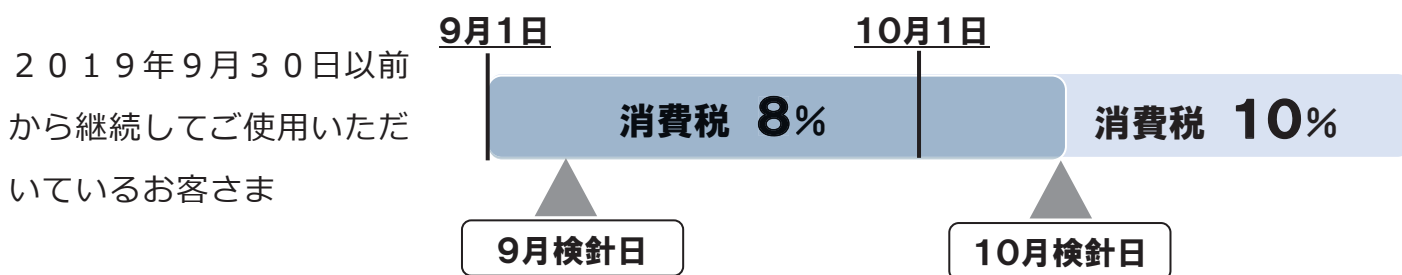
※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、弊社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して簡易ガス供給約款をご契約のお客様には、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは



対象契約種別

簡易ガス供給契約（青木団地）

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

区 分		基本料金（円）		基準単位料金（円/㎥）	
		新	旧	新	旧
A	0～8㎥ まで	1,067.00	1,047.60	401.56	394.26
B	8㎥超～ 30㎥ まで	1,617.00	1,587.60	332.81	326.76
C	30㎥超～	2,970.00	2,916.00	287.71	282.48

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/㎥）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 供給地点番号（お客様番号）は、ガスご使用量のお知らせ（ガス検針票）に記されておりますのでご確認をお願いいたします。
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

若松ガス株式会社（小売登録番号C0022）

住所 会津若松市千石町4番16号

【窓口】

TEL：0242-28-1420（直通）

受付時間：8：30～17：30

（土・日・祝日を除く）

担 当：若松支店 料金担当

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

【簡易ガス供給約款（鶴賀団地）をご契約中のお客様】

日頃より、若松ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、弊社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金※を改定いたします。

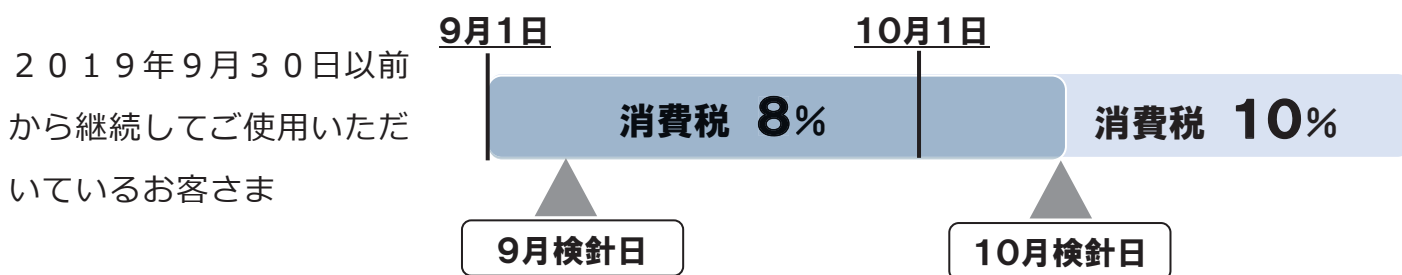
※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、弊社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して簡易ガス供給約款をご契約のお客様には、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは



対象契約種別

簡易ガス供給契約（鶴賀団地）

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

区 分		基本料金（円）		基準単位料金（円/㎡）	
		新	旧	新	旧
A	0～8㎡ まで	1,045.00	1,026.00	434.01	426.12
B	8㎡超～ 30㎡ まで	1,617.00	1,587.60	362.51	355.92
C	30㎡超～	2,607.00	2,559.60	329.51	323.52

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/㎡）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 供給地点番号（お客様番号）は、ガスご使用量のお知らせ（ガス検針票）に記されておりますのでご確認をお願いいたします。
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

若松ガス株式会社（小売登録番号C0022）

住所 会津若松市千石町4番16号

【窓口】

TEL：0242-28-1420（直通）

受付時間：8：30～17：30

（土・日・祝日を除く）

担 当：若松支店 料金担当

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

【簡易ガス供給約款(しのぶ台ニュータウン)をご契約中のお客様】

日頃より、若松ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、弊社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金※を改定いたします。

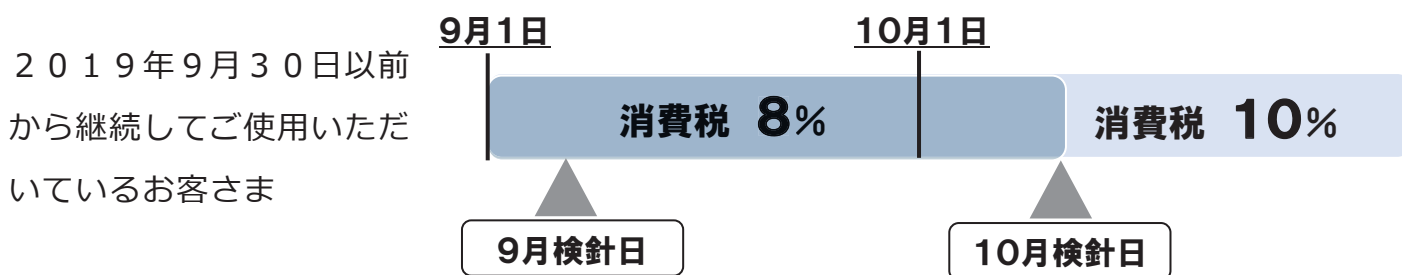
※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、弊社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して簡易ガス供給約款をご契約のお客様には、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは



対象契約種別

簡易ガス供給契約（しのぶ台ニュータウン）

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

区 分		基本料金（円）		基準単位料金（円/m ³ ）	
		新	旧	新	旧
A	0～8m ³ まで	990.00	972.00	467.23	458.74
B	8m ³ 超～ 30m ³ まで	1,617.00	1,587.60	388.86	381.79
C	30m ³ 超～	3,520.00	3,456.00	325.42	319.50

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 供給地点番号（お客様番号）は、ガスご使用量のお知らせ（ガス検針票）に記されておりますのでご確認をお願いいたします。
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

若松ガス株式会社（小売登録番号C0022）

福島支店

住所 福島市上鳥渡字街道南25番1号

【窓口】

TEL：024-545-2118

受付時間：8：30～17：30

（土・日・祝日を除く）

担 当：福島支店 料金担当

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

【簡易ガス供給約款（月の輪台団地）をご契約中のお客様】

日頃より、若松ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、弊社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金※を改定いたします。

※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

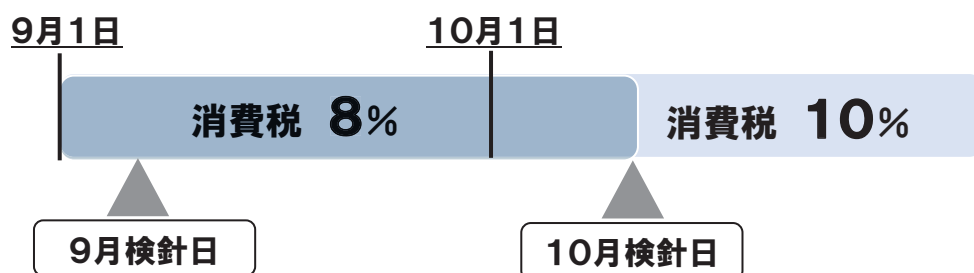
「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、弊社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して簡易ガス供給約款をご契約のお客様には、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは

2019年9月30日以前
から継続してご使用いた
だしているお客さま



対象契約種別

簡易ガス供給契約（月の輪台団地）

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

区 分		基本料金（円）		基準単位料金（円/m ³ ）	
		新	旧	新	旧
A	0～8m ³ まで	990.00	972.00	478.34	469.64
B	8m ³ 超～ 30m ³ まで	1,617.00	1,587.60	399.97	392.69
C	30m ³ 超～	3,520.00	3,456.00	336.53	330.41

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 供給地点番号（お客様番号）は、ガスご使用量のお知らせ（ガス検針票）に記されておりますのでご確認をお願いいたします。
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

若松ガス株式会社（小売登録番号C0022）

福島支店

住所 福島市上鳥渡字街道南25番1号

【窓口】

TEL：024-545-2118

受付時間：8：30～17：30

（土・日・祝日を除く）

担 当：福島支店 料金担当

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

【簡易ガス供給約款(第三期平野駅前ニュータウン)をご契約中のお客様】

日頃より、若松ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、弊社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金※を改定いたします。

※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

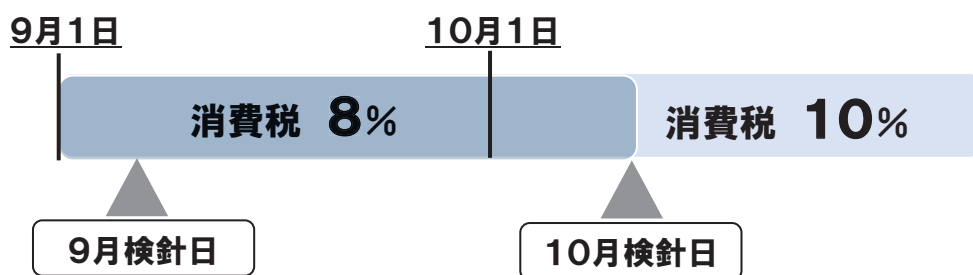
「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、弊社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して簡易ガス供給約款をご契約のお客様には、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは

2019年9月30日以前
から継続してご使用いた
だしているお客さま



対象契約種別

簡易ガス供給契約（第三期平野駅前ニュータウン）

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

区 分		基本料金（円）		基準単位料金（円/m ³ ）	
		新	旧	新	旧
A	0～8m ³ まで	990.00	972.00	486.26	477.42
B	8m ³ 超～ 30m ³ まで	1,617.00	1,587.60	407.89	400.47
C	30m ³ 超～	3,520.00	3,456.00	344.45	338.19

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 供給地点番号（お客様番号）は、ガスご使用量のお知らせ（ガス検針票）に記されておりますのでご確認をお願いいたします。
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

若松ガス株式会社（小売登録番号C0022）

福島支店

住所 福島市上鳥渡字街道南25番1号

【窓口】

TEL：024-545-2118

受付時間：8：30～17：30

（土・日・祝日を除く）

担 当：福島支店 料金担当

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

【簡易ガス供給約款（笹川ニュータウン）をご契約中のお客様】

日頃より、若松ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、弊社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金※を改定いたします。

※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

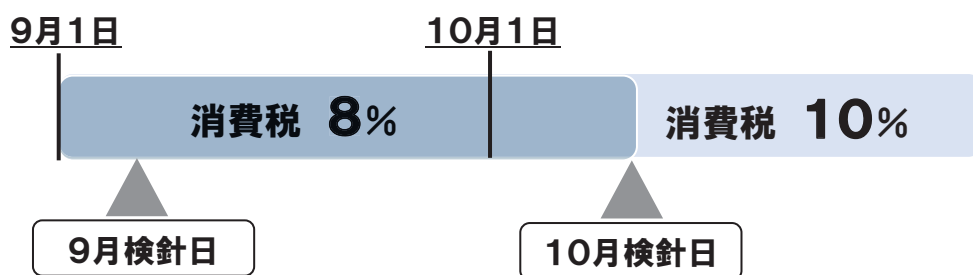
「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、弊社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して簡易ガス供給約款をご契約のお客様には、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは

2019年9月30日以前
から継続してご使用いた
だしているお客さま



対象契約種別

簡易ガス供給契約（笹川ニュータウン）

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

区 分		基本料金（円）		基準単位料金（円/m ³ ）	
		新	旧	新	旧
A	0～8m ³ まで	1,078.00	1,058.40	592.24	581.47
B	8m ³ 超～ 30m ³ まで	1,628.00	1,598.40	523.49	513.97
C	30m ³ 超～	3,707.00	3,639.60	454.19	445.93

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 供給地点番号（お客様番号）は、ガスご使用量のお知らせ（ガス検針票）に記されておりますのでご確認をお願いいたします。
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

若松ガス株式会社（小売登録番号C0022）

郡山支店

住所 郡山市安積町笹川字彼岸塚23-13

【窓口】

TEL：024-946-0011

受付時間：8：30～17：30

（土・日・祝日を除く）

担 当：郡山支店 料金担当

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

【簡易ガス供給約款（上赤沼団地）をご契約中のお客様】

日頃より、若松ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、弊社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金※を改定いたします。

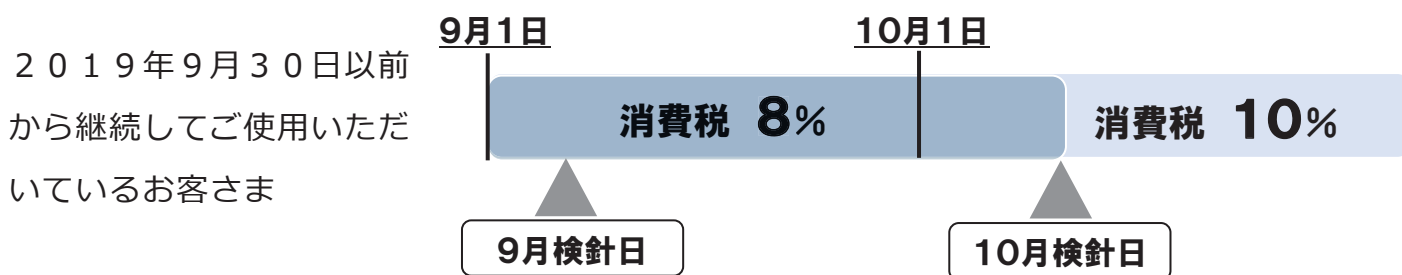
※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、弊社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して簡易ガス供給約款をご契約のお客様には、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは



対象契約種別

簡易ガス供給契約（上赤沼団地）

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

区 分		基本料金（円）		基準単位料金（円/m ³ ）	
		新	旧	新	旧
A	0～8m ³ まで	1,067.00	1,047.60	479.55	470.83
B	8m ³ 超～ 30m ³ まで	1,617.00	1,587.60	410.80	403.33
C	30m ³ 超～	3,960.00	3,888.00	332.70	326.65

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 供給地点番号（お客様番号）は、ガスご使用量のお知らせ（ガス検針票）に記されておりますのでご確認をお願いいたします。
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

若松ガス株式会社（小売登録番号C0022）

郡山支店

住所 郡山市安積町笹川字彼岸塚23-13

【窓口】

TEL：024-946-0011

受付時間：8：30～17：30

（土・日・祝日を除く）

担 当：郡山支店 料金担当

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

【簡易ガス供給約款（更科団地）をご契約中のお客様】

日頃より、若松ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、弊社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金※を改定いたします。

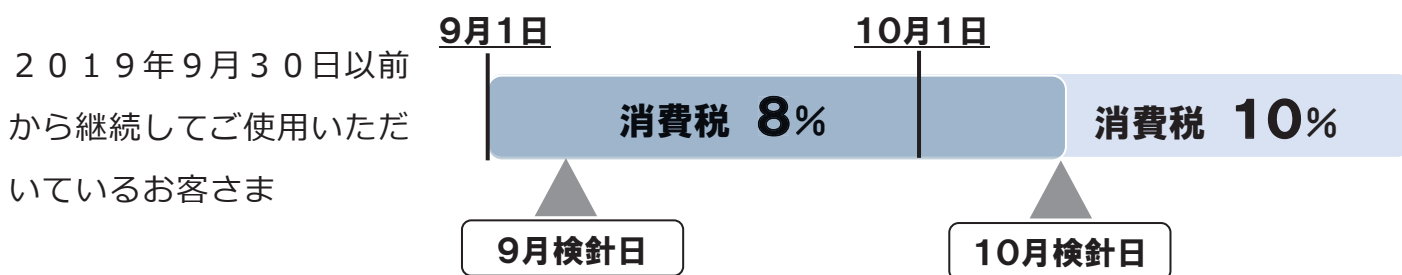
※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、弊社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して簡易ガス供給約款をご契約のお客様には、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは



対象契約種別

簡易ガス供給契約（更科団地）

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

区 分		基本料金（円）		基準単位料金（円/m ³ ）	
		新	旧	新	旧
A	0～8m ³ まで	1,045.00	1,026.00	500.56	491.46
B	8m ³ 超～ 30m ³ まで	1,595.00	1,566.00	431.81	423.96
C	30m ³ 超～	3,289.22	3,229.41	375.34	368.51

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 供給地点番号（お客様番号）は、ガスご使用量のお知らせ（ガス検針票）に記されておりますのでご確認をお願いいたします。
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

若松ガス株式会社（小売登録番号C0022）

猪苗代支店

住所 耶麻郡猪苗代町堅田字門上1170-6

【窓口】

TEL：0242-62-4751

受付時間：8：30～17：30

（土・日・祝日を除く）

担 当：猪苗代支店 料金担当

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

【簡易ガス供給約款(リステル猪苗代ガーデンコート)をご契約中のお客様】

日頃より、若松ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、弊社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金※を改定いたします。

※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

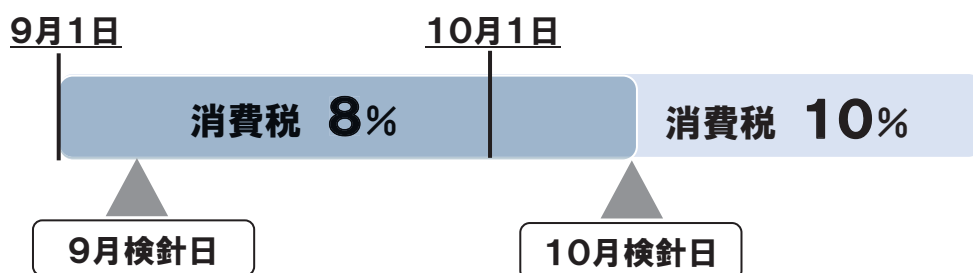
「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、弊社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して簡易ガス供給約款をご契約のお客様には、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは

2019年9月30日以前
から継続してご使用いた
だしているお客さま



対象契約種別

簡易ガス供給契約（リステル猪苗代ガーデンコート）

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

区 分		基本料金（円）		基準単位料金（円/m ³ ）	
		新	旧	新	旧
A	0～8m ³ まで	880.00	864.00	408.16	400.74
B	8m ³ 超～ 30m ³ まで	1,100.00	1,080.00	380.66	373.74
C	30m ³ 超～	1,595.00	1,566.00	364.16	357.54

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 供給地点番号（お客様番号）は、ガスご使用量のお知らせ（ガス検針票）に記されておりますのでご確認をお願いいたします。
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

若松ガス株式会社（小売登録番号C0022）

猪苗代支店

住所 耶麻郡猪苗代町堅田字門上1170-6

【窓口】

TEL：0242-62-4751

受付時間：8：30～17：30

（土・日・祝日を除く）

担 当：猪苗代支店 料金担当

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

【簡易ガス供給約款（松陽台ニュータウン）をご契約中のお客様】

日頃より、若松ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、弊社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金※を改定いたします。

※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

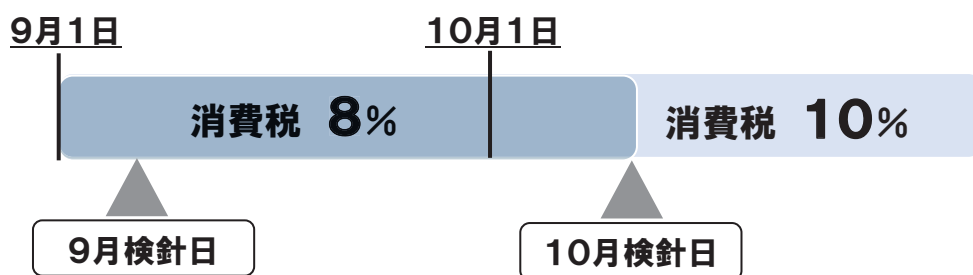
「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、弊社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して簡易ガス供給約款をご契約のお客様には、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは

2019年9月30日以前
から継続してご使用いた
だしているお客さま



対象契約種別

簡易ガス供給契約（松陽台ニュータウン）

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

区 分		基本料金（円）		基準単位料金（円/m ³ ）	
		新	旧	新	旧
A	0～8m ³ まで	1,067.00	1,047.60	529.16	519.54
B	8m ³ 超～ 30m ³ まで	1,595.00	1,566.00	463.16	454.74
C	30m ³ 超～	4,311.89	4,233.49	372.60	365.82

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 供給地点番号（お客様番号）は、ガスご使用量のお知らせ（ガス検針票）に記されておりますのでご確認をお願いいたします。
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

若松ガス株式会社（小売登録番号C0022）

坂下支店

住所 河沼郡会津坂下町新館字大西578

【窓口】

TEL：0242-83-0255

受付時間：8：30～17：30

（土・日・祝日を除く）

担 当：坂下支店 料金担当